

# 子育て世帯の方へお知らせ

**追加給付金 5万円** /子ども1人あたり

令和5年度住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯(基準日:R5.12.1)のうち、18歳以下(18歳の誕生日以降最初の3月31日までの児童)のお子さんがある世帯に対して、**追加支給として子ども1人あたり5万円を給付**します。  
※「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。



## 申請手続きが不要な方

## 申請手続きが必要な方

令和5年度**住民税非課税世帯**に該当し、すでに7万円の給付金を受給しましたか？  
※申請期限はR6.2.29まで

令和5年度**住民税均等割のみ課税世帯**ですか？  
※世帯全員が住民税課税者から扶養されているときは対象外です

**YES** ↓  
**NO** ↓  
対象外ですが、修正申告等で**住民税非課税**になったときは、子ども加算の対象になります

**YES** ↓  
**NO** ↓  
対象外ですが、修正申告等で**住民税均等割のみ課税世帯**になったときは、子ども加算の対象になります

令和6年2月中旬頃、市から世帯主に対して「**振込のお知らせ**」が届きましたか？

令和6年2月中旬頃、市から世帯主に対して「**10万円給付の確認書**」と「**子ども加算給付の確認書**」が届きましたか？

**YES** ↓  
**NO** ↓  
給付金の申請中の方にはお知らせが届かないことがあります。そのときは、**必ず別に申請する**必要があります

**YES** ↓  
**NO** ↓  
対象外ですが、下の「**注意事項**」に該当するときは対象となります

**振込**  
令和6年2月1日時点で市に住民登録があるお子さんに対する追加給付金を、**2月26日(月)**に、前回の7万円給付と同じ口座に振り込みます

**申請手続き**  
・確認書に記載の令和6年2月1日時点で市に住民登録があるお子さんが対象  
・確認書に必要事項を記入し、添付書類を添えて返送してください！  
※**申請期限：令和6年4月30日まで**

**オンラインがおすすめ**

### 【注意事項】

令和6年2月1日時点で、次に該当するようなことはありませんか？追加給付の対象となりますので、**必ず申請手続きを**してください

- 入寮等の理由で他の住所地に居住するお子さんがいるとき
- 出産予定(R6.8.31までに生まれたお子さんが対象)

※**申請期限：R6年8月31日まで**(当日消印有効)

※離婚協議等による別居、離婚などの諸事情がある場合はご相談ください



 **0955-53-8091**

**受付時間**

唐津市価格高騰緊急支援給付金コールセンター 平日 8:30 ~ 17:15

**受付窓口** 唐津市役所2階 福祉総務課(⑤番窓口) 各市民センター総務・福祉課

お問い合わせはこちらまで